

担当課室名

雇用政策課

更新希望日	利用者からの問い合わせ内容	回答	備考
	雇用促進税制とは何か。	平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、雇用保険一般被保険者数を5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合10%以上など一定の要件を満たした企業に対し、雇用増加人数1人あたり20万円の法人税等の税額控除を行う制度です。	詳細については、厚生労働省HPをご覧くださいか、都道府県労働局あて問い合わせるようご案内ください。
	雇用促進税制(雇用促進計画)について、HPのどこに掲載されているか。	厚生労働省のHPのトップから、「分野別の政策」の「雇用」をクリック、ページ中ほどの「重要なお知らせ」として「雇用促進税制が創設されました」と掲載されています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html</a>	厚生労働省ホームページをご覧ください。閲覧になれない方に対しては、都道府県労働局にお問い合わせいただくようお願いください。
	雇用促進税制に関して、ハローワークでは何をするのか。	ハローワークで把握しているデータに基づき、雇用促進計画に記載された雇用保険一般被保険者数と事業主都合離職の有無を確認します。また、求人提出にあたって、助言などの援助を行います。 なお、最終的な雇用促進税制の適用認定は、管轄の税務署が行います。	
	必ずハローワークに求人を提出しないと、雇用促進税制の適用は受けられないのか。	ハローワークに求人を提出していない場合でも、雇用保険一般被保険者数を増加するなど一定の要件を満たしていれば、雇用促進税制の適用となります。	
	雇用促進税制(雇用促進計画)について、詳しく聞きたい。	雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店の所在地を管轄する労働局又はハローワークまで、税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。	

※1 「更新希望日」は、利用者からの問い合わせにオペレーターが実際に回答を開始する日をご記入ください。

※2 「回答」欄には、オペレーターが、利用者に対してそのまま回答できるような記載をお願いします。

※3 定型的な回答ができない等の理由からコールセンターのみで回答できないものについては、「回答」欄にオペレーターが回答可能な内容のみを記載し、「備考」欄に「担当部署へ転送」と記載ください。

※4 オペレーターが回答する際の注意事項等ありましたら、「備考」欄にご記入ください。